

○デジタル庁告示第十四号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和七年十一月二十八日

内閣総理大臣 高市 早苗

一 令和七年度北海道清水町高齢者世帯等生活支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度清水町一般会計補正予算における、北海道清水町から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

二 令和七年度山梨県笛吹市高齢者生活支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度笛吹市一般会計補正予算における、山梨県笛吹市から、低所得である高齢者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

三 令和七年度大阪府柏原市住民税均等割非課税世帯おこめ券（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和

七年度柏原市一般会計補正予算における、大阪府柏原市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

四 令和七年度奈良県大和高田市ひとり親世帯等物価高騰支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度大和高田市一般会計補正予算における、奈良県大和高田市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

附 則

この告示は、公布の日から適用する。